平成２２年（フ）第７３７５号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目５番31号　奈良岡ハイツ102号
債務者　前川美智与
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７号
岡山県倉敷市玉島八島1766番地６
債務者　上田　操江
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
青森県十和田市大字深持字南平75番地１
債務者　佐々木修治
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３２４号
群馬県安中市松井田町二軒在家749番地１　レモンハイツＡ棟
債務者　福田　幸代（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４２５号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番16―802号　チェスターハウス川口
債務者　薙野　麻恵
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区１棟403号
債務者　茂垣　チヱ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
埼玉県草加市吉町２丁目６番22―203号、前住所埼玉県草加市松原４丁目７番６号　ブルーメ松原202号
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1564番地11　神戸方
債務者　潮田　英明
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
埼玉県三郷市彦成２丁目56番地１　グリーンシティ101、前住所埼玉県三郷市彦成２丁目72番地１
債務者　石田　綾香
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
埼玉県狭山市入間川２丁目19番９号　マンション霞野坂203、前住所埼玉県狭山市入間川１丁目20番19号
債務者　新井　寿一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３８号
埼玉県川越市稲荷町５番地23　サンハイツ201号室
債務者　増田　剛志
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４５号
埼玉県飯能市大字双柳879番地８　月岡方
債務者　山下部郁枝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４５号
埼玉県深谷市東方3641番地14　サンパーク籠原111号
債務者　塩谷　廣美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3860番地４
債務者　原口　秀雄
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８１号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜814番地19
債務者　横村　さち
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１９号
埼玉県深谷市小前田1415番地２　ディアコート四番館102号
債務者　大坂　　強
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２３号
埼玉県深谷市桜ケ丘142番地２
債務者　今泉　　正
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部